

基本的人権について

基本的人権の尊重は日本国憲法の柱の一つで、侵すことのできないものであります。また人権を守るために、参政権や裁判を受ける権利も保障されています

人権のいろいろ

1. 自由に生きる権利

人は誰でも、それぞれの個性や能力を生かして自分自身の人生を築いていこうとします。どんな人生を築くかは個人の自由であり、権力に強制されるものではありません。

自由権は、国民生活に権力が干渉しないように求める権利であり、権力の抑圧から解放される権利です。日本国憲法では、自由権を三つの角度から、次のように保障しています。

① 体の自由

その第1は身体で、自由な人間の基本です。人を奴隷のように扱ったり、むりやり強制労働をさせたりしてはなりません。また、法律の定める手続きなしに、身体を拘束したり、刑罰を加えたりすることが許されないのはいうまでもありません。

権力者の一方的な考えで人々を逮捕・投獄したり、拷問や残虐な刑罰を加えたりすることももちろん禁止されています。

② 神の自由

自由権の第2は精神の自由で、この精神の自由には思想・良心の自由など人間の心の中での自由とそれを外に向かって表現する自由、の二つの意味が含まれています。

精神の自由が保障されなければ、人々の心のはたらきは侵され、人間らしさも失われてしまいます。

日本国憲法では、ものの見方や考え方の自由、信教の自由、学問の自由を保障しています。また、政治を批判し、政治を正す運動も、言論・社会・結社の自由として認められています。

③ 経済活動の自由

第3は経済活動の自由で、これは財産活用の自由、職業選択の自由、居住・移転の自由などが含まれています。現在では、家柄や身分で職業が限定されたり、かつてに財産が奪われたりすることはありません。豊かな生活を目指して、自由な創意や努力を重ね、労働者を雇って企業を起こすこともできます。現代の私たちの社会は、経済活動の自由によって大きく発展してきました。

人間は、だれでも、等しく尊重され、平等に取り扱われなければなりません。

差別は、人間の尊厳を否定するものであり、絶対に許されるものではありません。しかし社会に、支配する者とされる者との関係が生まれたときから、様々な差別が始まり、それは今も続いています。

平等の権利は、市民革命以来、自由に生きる権利とともに求められ、法の下で、だれもが平等な扱いを受ける権利が保障されました。これが「法の下での平等」という原則で、すべての人権の基盤となるものです。

日本国憲法でも、平等の権利を次のように定めています。「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分は又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」(第14条)。

また、第24条で男女の平等について定めています。

差別問題は、今でも様々な差別が存在しています。

資本主義経済が発達するにつれて、裕福な人々と貧しい人々との間に、多くの難しい差別問題が発生してきました。

また、社会にひそむ偏見も、直ちに消滅するわけではありません。現代では、差別をなくすための国際的な取り組みが進み、これに協力することが世界各国の責務とされています。